

[事案 24-189] 契約無効・既払込保険料返還請求

・平成 25 年 6 月 26 日 裁定終了

<事案の概要>

銀行窓口で変額個人年金に加入したが、虚偽の説明があったことを理由に、契約の取消しおよび既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 19 年 3 月、銀行員(募集人)より、「3～4 年後に、確実に 1.1 倍になる」、「元本割れは大丈夫」との説明を受け、それを信用して、一時払保険料 1000 万円で変額個人年金に加入したが、運用が悪く元本割れしている。一時払保険料は余裕資金ではなく、「5～6 年後にマイホームを購入したい」という希望を募集人に伝えていた。よって、本契約の内容について錯誤があったので、契約を取消し、既払込保険料を返還してほしい。

<保険会社の主張>

下記の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 本契約は、契約時に目標値を指定し、運用期間中に積立金額が目標値に到達した場合は自動的に運用成果を確保するものだが、募集人は、積立金額が目標値に到達することなく運用期間満了を迎えることがあることを説明している。
- (2) 募集人は、申立人より、一時払保険料は当面使う予定のない余裕資金であることを確認している。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面および申立人の事情聴取の内容にもとづき審理した結果、下記のとおり申立内容は認められないことから、指定(外国)生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条にもとづき、裁定書にその理由を明記し、裁定手続を終了した。

1. 前提事実

申立人は、平成 19 年 3 月、銀行を訪れ、募集人より勧誘を受け、同日、本契約の申込みをした。申込書に記載された「保険料は世帯の金融資産の 50%未満ですか」との質問と、「余裕資金ですか」との質問に対し、いずれも「はい」と回答している。目標値については、当初 130%に設定して申込み、平成 20 年 11 月に 110%に変更している。

2. 募集人による不実告知または断定的判断の提供について

- (1) 募集時にどのような勧誘がなされたかについては、申立人と募集人双方の述べている内容は異なるため、申立人の言い分のみを認めることはできない。
- (2) 勧誘に使用された資料について、申立人は、パンフレットではないが、パンフレットに記載された「過去の参考指数による運用シミュレーションをもとにした想定平均運用期間と想定目標値到達割合」と同内容の資料を見ながら説明を受けた旨述べている。パンフレットの当該部分には、「110%」の目標値到達までの平均運用期間として「4.3 年」、目標値に到達したデータ数として「133/133 確実性を保証するものではありません」と記載され、「120%」の目標値到達までの平均運用期間として「5.5 年」、目標値に到達したデータ数として「133/133 確実性を保証するものではありません」と記載され、「130%」の目標値到達までの平均運用期間として「6.3 年」、目標値に到達したデータ数として

「130/133 (約 98%)」と記載され、これは、過去の運用実績に基づいて算出し、想定平均運用期間と想定目標値到達割合として示したものであって、期間または割合について確実性を示唆あるいは保証するものではない旨の注意文言が明記されている。そうすると、申立人が主張する募集人の説明は、その場で虚偽であることが容易に判明するので、そのような説明を募集人が行ったと考えることは困難である。したがって、特段の証拠がない限り、募集人が不実告知または断定的判断の提供をしたと認めることはできず、消費者契約法4条1項1号、2号にもとづく取消しは認められない。

3. 錯誤無効について

申立人に、目標値の到達割合についての錯誤が認められ、それが要素の錯誤にあたるとしても、勧誘に使用された資料の内容からすると、申立人には、錯誤に陥ったことにつき重大な過失があったといえるので、申立人の主張を認めることはできない(民法95条ただし書)。

4. 適合性原則違反について

適合性原則違反が認められ、違反の程度が著しい場合には損害賠償請求が可能とされているが、契約が無効とされるのは、違反の程度が公序良俗違反(民法90条)の場合であると解され、本件では、仮に、申立人の主張のとおりであったとしても、公序良俗に反するとまでは認められない。また適合性原則違反の有無についても検討したが、本件においては、募集人において適合性の確認に問題があったとまで認めることはできない。